

第26回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年7月17日（水）10:00～10:45

2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階講堂（1Fホール奥）

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

竹内参事官、笠谷参事官補佐、佐久間参事官補佐、有瀬政策調査官

原子力規制庁

戸ヶ崎安全規制調整官、木原管理官補佐、木村安全審査官

資源エネルギー庁 原子力政策課

笹川係長

4. 議 題

(1) 京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）について（諮問）（原子力規制庁）

(2) IFNEC関連会合（北京）の結果概要について

(3) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）並びに日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）について（答申）

(4) その他

5. 配布資料

(1-1) 京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）に関する意見の聴取について

(1-2) 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請（研究用原子炉の変更）の概要について

(2) 国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）関係会合の結果概要について

(3-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)について(答申)

(3-2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可(発電用原子炉施設の変更)について(答申)

参考資料

(3-1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について

(3-1-2) 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)の概要について

(3-2-1) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について

(3-2-2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請(発電用原子炉施設の変更)の概要について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第26回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目が京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認(研究用原子炉の変更)について(諮問)(原子力規制庁)、二つ目がIFNEC関連会合(北京)の結果概要について、三つ目が関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更)並びに日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可(発電用原子炉施設の変更)について(答申)、四つ目がその他です。

本日の会議は11時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 議題1でございます。京大複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認(研究用原子炉の変更)について(諮問)でございます。

原子力規制庁、戸ヶ崎安全規制調整官、木村安全審査官、木原管理官補佐にお越しいただいております。それでは、御説明の方をよろしくお願いいたします。

(戸ヶ崎安全規制調整官) 原子力規制庁の戸ヶ崎です。資料の 1 - 1 を御覧いただきたいと思っています。

まず、京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認に関する意見の聴取をさせていただきます。

本件につきましては、平成 31 年 4 月 25 日付で京都大学から原子炉等規制法に基づきまして申請がありました。申請の内容については後ほど資料 1 - 2 で説明させていただきます。

審査の結果、原子炉等規制法の基準に適合していると認められますので、平和目的の利用に関する基準の適用について、原子力委員会の意見を求めたいと思います。

続きまして、資料の 1 - 2 を御覧いただきたいと思います。資料 1 - 2 の 2 ページを、1 ページと書いてある 2 枚目を御覧いただきたいと思います。(4) に変更の理由が記載されております。本件は、核物質防護上の管理を適正化するために、新燃料貯蔵設備、炉心タンク内の炉心及び燃料貯蔵設備に貯蔵等される燃料要素のウラン-235 の総量について、現状の最大貯蔵容量内で制限値を追加する変更を行うものです。

まず、次の 2 ページの図を御覧いただきたいと思います。今回の変更の対象になる場所につきましては、赤字で書いてある KUR という、複合原子力科学研究所の研究用原子炉ですが、その原子炉室とトレーサ棟で扱う核燃料物質の量に制限値を設けるというものです。

ページを先の方に行ってくださいまして、最後の別添の 4 ページ、5 ページに新旧の対比表があります。これを御覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたトレーサ棟にあります新燃料貯蔵設備につきましては、まずこちらには最大の貯蔵量というのが決められていますけど、それについては、ここの最大の貯蔵量については変更がありません。なお書きで、本設備に貯蔵される燃料要素のウラン-235 含有量の総量を制限するという制限値を追加しております。

同様に、炉心タンク内燃料貯蔵設備というのは、先ほどの原子炉室の中にありますけど、そこに燃料貯蔵用ラックが設けてありまして、そこで貯蔵できる容量については変更はありません。それになお書きで、こちらも同じように、炉心に挿入される燃料要素と本設備に貯蔵される燃料要素のウラン-235 含有量の総量を制限値として追加するという内容になります。

ですから、貯蔵ラックとかの容量につきましては変更はしないんですけど、その貯蔵ラックに入れる核燃料の量に制限値を設けまして、その制限値内で取り扱うということ、この変更申請で約束するというような内容になっております。

資料1-1に戻っていただきまして、資料1-1の2枚目の別紙になります。この申請につきましては、先ほど説明させていただきましたように、試験研究用等原子炉の使用の目的、これは一般研究、材料照射、放射性同位元素生産、開発研究、医療照射及び教育訓練、このような変更をするものではないこと。それと、使用済燃料については、我が国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省に引き渡す方針に変更はないこと。

以上から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められます。

この平和目的の利用に関する基準について、原子力委員会の意見を聴取させていただきたいと思います。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) ありがとうございます。

今回、最大貯蔵容量の中で制限値の追加を行うということですが、その変更の必要性は何でしょうか。それから、どうして最大貯蔵容量を変えないのかというのが2点目と、仮にこの制限値に違反した場合にどういう措置がとられるのか。その3点をお願いしたいと思います。

(戸ヶ崎安全規制調整官) まず、今回の変更の目的につきましては、核物質防護上の管理を適正化するということなんですけど、もう少し具体的に言いますと、核物質防護の規定で、核物質の取扱量に応じまして、防護の基準が変わってくるわけなんですけど、今は区分、3段階あるうちの区分2というようなランクに位置づけられております。それで、それを取扱量を減らすことによって、区分3という、基準が簡素化されるようなことになるんですけど、そういうものを事業者の方で適用させたいということで、容量は変わらないんですけど、取り扱う量を制限値として設けるというような内容になっております。

もう一つ、なぜ容量も変えないのかということにつきましては、まず例えば、先ほど炉心のところに貯蔵ラックというのがあるということをお願いしたんですけど、その同じ場所に炉心もありまして、炉心と貯蔵ラックというのは燃料が行ったり来たりしますので、その炉心の貯蔵ラックの容量的には、そういう炉心のものを置いたりとか、そういうこともありますので、その容量自体は変えないで、ただ炉心とそういう貯蔵ラックで合わせた合計の、

そういう取扱量については、それは制限するというような内容になっています。

あと、もう一つ、もしこの制限値に違反した場合はどうなるかということなんですけど、それはそういう許可の本文に約束していることですので、もしそれに違反した場合には変更、また変更の命令が必要だったりとか、あとこれはソフト的な制限になりますので、保安規定という手続があるんですけど、保安規定の方にもそういう制限値をかけますので、もしそれに違反するようなことがあったら、保安規定違反といって、必要な対応をとることになります。

以上です。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

特に、私、意見はないんですが、これによりまして京都大学の研究に大きな支障が出るとか、そういうことではないわけですね。

(戸ヶ崎安全規制調整官) 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

今回は、核物質防護上の区分を下げることによって、研究がやりやすいようにするというような目的もありますので、これによって研究が難しくなるとか、そういうことはないというふうに聞いております。

(中西委員) ありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。

私は、平和利用ということに関して、特に意見はありません。

先生方、ほかにございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。議題1は以上です。

それでは、次の議題2をお願いします。

(竹内参事官) 議題2でございます。IFNEC、国際原子力エネルギー協力フレームワークにつきましては、我が国も加入しており、先日北京において関連会合が開催されましたので、その結果概要を御報告いたします。

事務局及び資源エネルギー庁より笹川原子力政策課係長お越しいただいております。

それでは、説明の方を事務局からよろしく願いいたします。

(笠谷参事官補佐) 説明させていただきます。

まず、資料の第2号を御覧ください。IFNEC、国際原子力エネルギー協力フレームワ

ークでございますが、まず簡単にこの会議体の説明をさせていただきますと、この会議体の方は2010年からIFNECとしてやっておりまして、主に米国等が先進的な技術開発ですとか原子力の平和利用に関する対話、協力の場を提供するという目的で行っております。

こちらの方は、会議体は何個かあるんですが、まず去年の11月に東京でも開催させていただきました執行委員会、閣僚級の会議を年1回やっております。また、その下に運営グループということで、今回北京でも行いましたが、IFNECの運営グループ、これは上級行政官による会合でございます。また、運営グループの下に各ワーキンググループがございまして、今回は基盤整備作業部会と需給国関係作業部会の二つのワーキンググループが北京で開催されたということでございます。

なお、我が国はこのIFNECに対して多大な貢献をしております、人的貢献もありまして、この運営グループの方の副議長の方と、あとワーキンググループの需給国関係作業部会のワーキンググループの共同議長の方を、内閣府の佐藤審議官の方が、今、務めておるといところでございます。

では、この資料に基づいて説明させていただきます。

この資料の1ページ目の1ポツの方の会合日程の方は、先月の6月の24、25と北京で開催されました。

2ポツの会合参加状況といたしましては、参加国は16カ国でございまして、国際機関IAEA等から3機関、参加人員は約62名ということでございます。

主要参加者といたしましては、先ほどSGというのは運営グループのことなのでございますが、運営グループの議長としてガダノ氏、これはアルゼンチンの方です。また、副議長として、日本の先ほど申し上げました佐藤審議官も含めまして、各副議長が参加しておるといことでございます。

3ポツの会合結果でございますが、会合結果の全般といたしましては、今回北京で、中国でやっていたんですが、これは昨年11月に東京で行われました会合において、中国が強い、やりたいということで行われたものであったんですが、今回の会場も、北京ではあったんですが、結構立派な会場であって、また接遇等についても結構なもので、中国のIFNECに対する関心というか関与というか、その強まりが見られる会合であったということでございます。

また、米国からも、IFNEC会合では9名の方が参加していて、これは何ゆえかといいますと、米国は実は、今年の11月に予定されております閣僚級会合は米国で行われるとい

うこともあって、ここの北京がその直前の準備会合ということにもなることもあって、年末の会議につなげるために、アメリカからも例年以上の参加を得られたということで、米国の意気込みの高さも感じられる会合であったということでございます。

三つ目のポツの会合全般を通じてSMR、小型モジュール炉が話題に上ることが多くて、11月にSMRを主テーマに、IFNEC会合を開催するアメリカを初め、アルゼンチンからも、議長国自らアルゼンチンで開発中の、次のページでございます、SMRについての紹介があり、これに呼応して原発導入検討国であるケニアの副議長からも関心を示している旨の発言がありましたと。

(2)でございます。ワーキングのそれぞれの概要を御報告いたします。

基盤整備作業部会の会合では、こちらの方は輸出管理をテーマに、供給国、導入国それぞれの視点から核不拡散のための施策や取組等について紹介がございました。国際機関からは、原子力供給国グループ、NSGからは、輸出管理においては、最終利用目的まで踏み込んだ輸出機器の確認の必要性があるとの報告があったことと、また、IAEAからは、保障措置の視点から、法制整備や人材育成の面でのサポート体制をIAEAとして整備しているとの紹介がございました。

また、②の供給国側からは、中国の方からは、中国は核不拡散を原子力政策の基本としており、中国国家原子能機構が輸出管理を所掌して、国家核セキュリティーセンターが技術面のサポートをしているということと、あとロシアのROSATOMの方からは、輸出管理システムとしての国際・国家・企業レベルのシステムを持っており、輸出先国での人材育成やコンサルティングのサービスをROSATOMの方からも提供しているという紹介がございました。

また、原発を今検討している導入国の方からは、UAEとかケニアからは、供給国との連携や法制整備等の必要性についての説明がありました。これは、今原発を持っていない国等は、そもそも法律的なそういうものも必要になってきますので、そういうことについての支援とか、そういう連携とかについても話が合ったということでございます。

(3)の需給国関係作業部会でございます。こちらの方は、まず会合に先立ちまして、本部会の共同議長である内閣府の佐藤審議官の方から、本会合のテーマである「安全と安全文化」の意義ですとか、テーマ設定の経緯について説明がありました。また、事務局からは、同部会の経緯ですとか、過去の活動状況について説明がございました。

①の会合結果でございますが、これは、この会合結果といたしましては、昨年11月東京

で開催されました同テーマの会合を土台に、供給国の導入国に対する安全文化形成の取組についてのケーススタディーや議論が行われております。

また、一つ目のポツのROSA TOMの方からは、過去の事故の教訓から人的要素を重視して取り組んでおり、国家レベルから企業レベルまで多面的な安全文化の形成に努め、また国家やプロジェクト、更にはサプライチェーンをも視野に入れた安全文化の醸成に取り組んでいるとの紹介がございました。また、人材育成の面からは、心理的要素も取り込んだトレーニングプログラムを整備しているということで、現に今ロシアは、バングラデシュのルプール発電所というのが今建設中なんです、これに並行して、建設と並行してバングラデシュへの人材育成にも取り組んでいるとの紹介がございました。

また、フランスの原子力安全局からは、経験知に基づく法制整備、人材育成面の支援を実施しているということがありました。

また、中国の国家核安全局からは、中国は安全を第一としており、法制等の態勢整備を図っており、政府主導で政策レベルから個人レベルまで幅広い安全施策を実施しているということの紹介がございました。

次のページの3ページ目でございますが、②の需給国関係作業部会の次期テーマといたしまして、共同議長の方から、実はこの規約の方で、主に四つのテーマというのをやりましょうというのは決めていたのですが、既にプロジェクト、ディベロップメント、セーフティー、今回は安全についてやったんですが、その活動が実施されたため、今後取り組むテーマとしては、残りのファイナンスとパブリック・アクセプランス・アンド・アカウンタビリティということで、そういうふうなことを今後やっていってはどうかということが、今、提起されているところでございます。

(4)の運営グループ会合の概要を御報告いたします。

運営グループ会合の方は、ホストとして中国の方から、中国の原子力に対する取組についての基調講演がございました。

また、②のIFNECの活動報告として、運営グループ議長のガダノ議長の方から、IFNECの活動成果についての報告があり、IFNECのガバナンスの会合運営の合理化や、手続の簡素化等についての問題提起がなされました。

また、IFNECの活動資金となるメンバー国からの任意的拠出金が減少しているという話があり、今、各国からの協力が求められております。

③の米国関連が、11月の米国で開催されるIFNECでの米国会合に関して、アメリカ

の方から各国に積極的に参加してほしい旨の呼びかけがございました。

あと、各作業部会からの活動報告が行われたということでございます。

以上でございます。

残りのページにありますのは、ワーキンググループですとか、SGのプログラムというか、実際のタイムテーブル、プログラムの方が参考資料として添付してあります。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

今の御説明の中で、中国とアメリカが、意気込みがある一方で、任意的拠出金が減少しているということですが、質問は、日本の原子力の輸出、開発、研究、マーケット調査などの面でIFNECは、どういうメリットがあるのでしょうか。

(笠谷参事官補佐) お答えいたします。

IFNECの参加国というのは、実は今、34カ国ございまして、また、オブザーバー国も31カ国あります。これらの国は、基本的に主に日本は、既に今、原発はなかなかとまってはいる状況ではあるんですが、結構古くから原発も導入していて、主にアメリカですとか、そういうふうな西側諸国との連携というのは昔からあったかと思えます。

ただ、このIFNECの場は、オブザーバー国も入れて六十数カ国いて、いわゆるアジアとか中東とか、あと東ヨーロッパというふうな、今後原発の導入を予定しているような国々ですとか、あとは中国、ロシアとか、普段なかなか、もちろんいろんな場では交流はあるんでしょうけど、そういうふうな交流が少ないような国とも参加国でいることによって、今後の原発を導入しようとしている国とかの状況とか、そういう情報収集ですとか、課題、今後、そういうふうな課題とか、そういうふうなことを鋭意、このような会議の場で知り得るのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(佐野委員) このIFNECは政府間会合ですよ。

(笠谷参事官補佐) そうですね。

(佐野委員) 民間のオブザーブや、民間へのフィードバックはなされてきているのでしょうか。

(笠谷参事官補佐) お答えいたします。

これは基本的には政府間会合でございますが、もちろん得た情報というのは、今後、我々

の行政の方でもうまく活用はするんですけど、例えばこの会議で、要はカンファレンスという会議等も I F N E C の場では、今回の上級行政官会合にはないんですが、11月とかにやる執行委員会、閣僚級の会議のそういうカンファレンスという場もあって、これには全ての方ではないんですけど、一部民間企業の方も招いてやったりしておりますので、そういうふうな場を通じて、むしろ直接的なあれもありますし、我々が得た情報を、政府からの提供もありますけど、そういうカンファレンス等の場を使って還元というか、情報を展開しているのかなと思っております。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。私もメンバー国とオブザーバー国で13カ国と3カ国で、随分少ないような気がしました。今、34カ国がメンバーということで、当然インドなんかも入っているわけですね。ただ、オブザーバー国が60カ国以上あるのに3カ国というのは少ないなという印象です。これはメンバーとかオブザーバー国というのは、かなり変わっているのでしょうか。

(笠谷参事官補佐) すみません、まずインドは、現状はオブザーバー国には入っていないという状況でして、確かに参加国が、実際参加しているのが半分ぐらいということで、34カ国に対して半分ぐらいということもありますが、ちょっとなかなか地理的な状況とか、もちろん参加するにはそれぞれお金がかかるということもあって、全てが全て参加しているわけではないということもあるんですけど、当然、あとオブザーバー国も、正直、原発への関心とかというのは、それは国によってまだ差はあるところでございますので、そういうふうに各国の関心とかによってまた、特にオブザーバー国は出欠のあれが変わってくるのではないのでしょうか。

(中西委員) メンバー国の数もどんどん変わっていくわけでしょうか。

(笹川係長) すみません。エネ庁ですけれども、今この場で過去の詳細の記録というのは、私の手元にないのでお答えできないですけれども、ただ運営についての問題で、要は参加国として登録されている国と実際に参加する国と乖離があること、それから拠出金を含めた各国の貢献というのは、もう少し積極的にお願いしたい旨、ガダノ議長からも整理としてコメントがございまして、それは今後SGを含めて、その全体の運営における課題として引き続き議論がされていくものと認識しております。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

ちょっと幾つかありまして、一つは資料でフランス原子力安全局、2ページの下から6行目、略称がANSとなっていますが、ASN、エージェンシー・セキュリティー・ニュークリアの略の方が正しいと思います。

このIFNECの経緯を確認したいのですが、これは米国の呼びかけで始まって、それで皆さんがお金を出して、米国が世話していたんですかね。それがOECD/NEAが事務局になったのですかね。そんな感じでやっていて、今回の特徴は、中国がホストして、随分意気込みがすごかったと聞いているんですが。

私自身もルーマニアであったIFNECに、二、三年前に行ったことがありまして、それ以降はもう審議官だけが御参加になっているんですが、そのルーマニアのときはちょうど原子力発電所建設のための投資の問題を議論していました。民間の投資の問題、世界銀行とかも、そういうものの検討結果が報告されていたんですが、西側は、民間の投資を集めないとなかなか巨大な原子力発電所の投資を賄えませんのでということですが、中国、ロシアは、ある意味で国がその投資のリスクをとっているというところがあってということ、私自身は感じて帰ってきました。この問題は今も残っているということです。こういう国際会合はいろんな国と議論するという役割はあると思うんです。中国は、IFNECとは別の機会に伺った情報では、今までどちらかという、自分の国に導入してつくるというフェーズだったのだけれど、だんだん、ナショナリスティックになってきた。とおっしゃっていた方がいました。海外にその技術を展開していくというフェーズに入っていて、ちょうどこのIFNECもそういうタイミングであったので、ホストしてということになったというふうに、理解をしています。

日本の国際活動展開に、原子力の展開に関して、いろんな御意見があると思うんですけれども、私自身の見方を申し上げますと、それぞれの企業が一生懸命やるということは、もちろんそれは必要なんですが、それにその背景のところは国の方、人材も含めてしっかりやらないといけない。それから、こういう国際的なアレンジも国の役割であるというふうに理解をしています。

もうちょっと広くこの問題を見ますと、例えば日本の終身雇用であって経験の幅が狭い問題とか、外国人上司のもとで仕事をした方が非常に少ないという、世界の中で非常に特異的な日本の状況も認識をして、それを克服しながら次の展開を目指さないといけないなというふうに思います。

それから、直接原子炉との関係はないんですけど、やはり西側の原子力の一番大きな問題は投資の問題、新規原子炉に関する投資の問題。これは自由経済の問題とも関連していて、なかなか重要な問題で、非常に大きな問題なんですけれど、それがあるといふ、先ほど最初に申しました。

それで、もっと長期的に見ますと、地球環境問題なんかでございまして、輸送のエネルギーの革新といひますか、ちょうど自動車業界が今、大きく変わろうとしていますけど、あれは今、急に変わったんじゃないで、例えばハイブリッド車とか燃料電池車とか、最近では電気自動車ですが、いろんなものが出てきています、自動車って機械工業の革新という形ではなくて、燃料電池あるいはバッテリーというそういうものの、材料や制御工学なども含むいろんなイノベーションが組み合わさって、それがそういう私企業の大きな投資力、非常に大きな利益を上げている企業の組織力と相まってできた。

そのときに国の役割はどうだったかといふと、いろんな材料の研究の基礎、あるいは材料データベース、そういうところは非常に貢献したはずであるといふふうに理解をいたしました。そういうところも国の役割であると。

それから、もう一つ言ひますと、非常に投資が小さなものを原子力でどう考えるかといふ問題は、当然、今の原子炉でSMRとかいふのも一つのオプションではあると思うんですけど、もうちょっと長期的に考えますと、核分裂、核融合を含んで、そういう投資の小さな原子力イノベーションをどうしたらいいんだと。そういう課題があるなといふふうに、自動車のイノベーションのものを読んでいて感じました。

自分の最近の印象ですけれども、これに関連して国際といふことと、それから投資の問題といふことと、合わせて意見を申し上げました。

先生、どうぞ。

(佐野委員) 追加質問です。メンバー国が34カ国でオブザーバーが31カ国、65カ国ですけれども、このうち参加した16カ国といふのは、全部メンバー国ですか。それともオブザーバー国を含みますか。

(笠谷参事官補佐) すみません、最後のページに参加国の、私、先ほど説明が漏れてしまったんですが、3ページ目の資料の方が、メンバー国が13カ国で、オブザーバー国が3カ国でございまして。

(佐野委員) 私のポイントは、34カ国のメンバー国のうち、13カ国が出席した訳ですが、余り出席率がよくないのではないかと。先ほど御説明の中で、従来余り接触のない、アジア、

中東、東ヨーロッパ諸国との交流ということをおっしゃったのですが、今回参加しているのはルーマニア1カ国ですね。それから中東、アラブからUAEとエジプトの2カ国ですね。

実はアウトリーチについて聞きたかったのですが、それ以前の問題で、メンバー国、オブザーバー国計65カ国あるうちの16カ国というのは少ないと思います。もっと出席要請することが重要なのではないかと。

(笠谷参事官補佐) 我々としても、別にこれは事務局は日本ではないんですが、ただ、WGの共同議長とか副議長も日本も出しているということもありますので、そういう関係国によっても魅力あるテーマというか、要は関心のあるテーマというのを選んで、ワーキング等でも貢献していけるようにしたいと思っております。

(岡委員長) ありがとうございます。議長がアルゼンチンなので、私、原子力を長くやっているんで、アルゼンチンのことを申し上げますと、皆さんアルゼンチンというと、中小型炉を今ごろやり出したと思っているかもしれませんが、実は2000年ごろ、第4世代炉が始まったころの議論で、アルゼンチンはCAREMという小型炉をやってしまして、いろいろ売ろうともしていた。研究炉もつくって、オーストラリアのオパールはアルゼンチンが売ったということなのです。アルゼンチンはその後経済危機になりまして、ちょっと国際活動から引いていたのですが、また最近元気になってといたしますか、組織的に出てきて、いろいろな活動をまたし出したなというふうな印象でございます。

これは、私が長年やっていますので、この機会に御紹介をするということで、印象を申し上げます。

どうぞ。

(竹内参事官) 佐野委員の御質問で、メンバー国のうち13カ国参加ということなんですけれども、一つには今原発、発電所を輸出とか、そういう積極的なところの国が中心、あるいは導入に積極的な国が中心ということで、このような国が参加しているということだと思っておりますけれども、例えば、担当省庁の経済産業省から聞きますと、やはり今、積極的に売り込みをかけている中国とかロシアとの会合で会い、情報交換をする機会というのも貴重だというふうなことを聞いております。そのような観点も含めて、より積極的な国の参加を求めるといったような形で、関係省庁で努力をしていくというふうなことが重要かと思っております。

(佐野委員) これロシアが参加国に入っていますよね。

(竹内参事官) ロシアはメンバー国として参加しています。

(笠谷参事官補佐) 3ページに入っています。ロシアは、ルーマニア、ロシア。ロシアが入っ

ています。

(佐野委員) 実際、ROSATOMも出席していますか。

(笠谷参事官補佐) ロシア政府もおりますし、ROSATOMもおります。

(岡委員長) そのほかございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。議題を2これで終わります。ありがとうございました。

それでは、議題3について事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 議題3でございます。関西電力高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可1号、2号、3号及び4号炉の施設の変更でございます。並びに日本原子力発電の東海第二発電所の原子炉の設置変更許可、いずれも答申でございます。

事務局より本件について、御説明の方をさせていただきます。

(佐久間参事官補佐) 事務局の方から説明させていただきます。資料の方は、資料3-1と3-2、参考資料をご用意しております。

この件につきましては、先週、原子力規制委員会の方に原子力規制庁の方から御説明いただきました、地震時の燃料被覆材の評価の諮問の件でございます。

資料の3-1の答申案を御説明させていただきます。

関西電力株式会社高浜発電所発電用原子炉施設の設置変更許可(1号、2号、3号、4号発電用原子炉施設の変更)について(答申)でございます。

規制庁からの意見照会の紙が、令和元年6月26日付原規規発第1906263号をもって意見照会のありました標記の件に係る、法に基づく法43条の3の8の第2項において準用する法43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりであるということで、裏面をご覧ください。

こちらが今回の答申案になっておりまして、本申請については、発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること。使用済燃料については、再処理等拠出金法に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理をするということ。海外において再処理が行われる場合は、拠出金法のもとで、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結する国の再処理事業者において実施する。海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるとのこと。などの諸点に

については、その妥当性が確認されていること。加えて我が国では、当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を I A E A から得られていること。また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるということが、まず最初の関西電力の件になっております。

続きまして、同じ日本原子力発電株式会社東海第二発電所、発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）についての答申でございます。資料は 3-2 号でございます。こちらにつきましても規制庁から、令和元年 6 月 26 日付原規規発第 1906264 号をもって意見照会のあった標記の件に係る、法 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する法 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準適用については、別紙のとおりであるということになっています。

別紙につきましては、先ほど関西電力の方の紙と同じ内容になっておりますので、ここでは省略させていただきたいと思っております。

以上となります。

（岡委員長） それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

（佐野委員） 御説明ありがとうございます。

関電の高浜につきましては、原子力規制委員会の判断は妥当であるということで、私は異議はございません。

それから、2 件目のこの先ほど 3-1-1 ですか。これは同案件ですか。

（佐久間参事官補佐） はい。案件としては、地震時の被覆材の検討を行ったという申請の内容は同じになっています。

（佐野委員） 分かりました。これも同様に異議ございません。

（岡委員長） 中西委員、いかがでしょうか。

（中西委員） 御説明ありがとうございます。3-1、3-2 ともに異存ありません。

（岡委員長） ありがとうございます。

私も 2 件とも異議ありません。

それでは、案のとおり答申するという事によろしゅうございますでしょうか。

それでは、御異議ないようですので、案のとおり答申ということにいたします。ありがとうございます。

それでは、議題4について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 次に、今後の会議予定について御案内いたします。

次回、第27回原子力委員会の開催につきましては、日時、7月23日火曜日13時半から、開催場所、8号館6階623会議室、議題は調整中で、後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

御発言ないようですので、本日の委員会はこれで終わります。ありがとうございました。